

守山市を舞台とした共創プロジェクト創出および次世代起業家育成支援業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

本市は、令和２年度から地方創生総合戦略に若い世代の雇用創出や地域活性化の観点から「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードに市を挙げた起業支援機運の醸成、支援体制構築、また将来を支える若い世代への起業家教育の推進に取り組んできました。

昨今はこれまでの継続的な取組から市内外の起業家や企業からの市の認知度が高まり、本市を軸とした起業家間および起業家と企業、投資家との交流促進や連携事業の創出が進む中、こうした本市にかかわる起業家や企業の持つ技術やサービスを地域の産業振興や市民生活の質の向上につなげるべく、令和６年度から「守山を実証実験のフィールドに！」の実現に向け本市を舞台とする民主導、官民連携の取組が進むよう現在取組みを進めているところです。

本業務は、本市を舞台とした起業家や企業の交流機会の創出と官民連携によるプロジェクトの実施による地域課題の解決につなげるとともに、本市の若い世代がプロジェクトに参画する過程で、地域や社会の課題について起業家や企業と考える機会、技術やサービスを活用した解決策の検討・実行に対するリアルな学びの場を通して起業家精神を養う機会につなげることで、地域を挙げた官民連携による起業支援体制の機運醸成を目的に実施するものです。

2 業務名

守山市を舞台とした共創プロジェクト創出および次世代起業家育成支援業務

3 業務場所

守山市役所ほか

4 業務内容

別紙「守山市を舞台とした共創プロジェクト創出および次世代起業家育成支援業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,800,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和８年３月１９日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務においては、単純なセミナー、イベントの企画・運営ではなく、「起業家の集まるまち守山」「守山を実証実験のフィールドに！」の実現に向けたこれまでの市の取組みを理解しつつ、市のさらなる機運醸成につながるよう、市内外の起業家や企業、地域、教育機関を巻き込む柔軟な調整力、市内外に対する情報発信を含む総合的な企画力・実行力が求められることより、入札での価格競争にそぐわないことから公募プロポーザル方式を採用するものです。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|------------------|----------------|
| ・実施要項発表 | 令和7年4月25日（金） |
| ・質問締切 | 5月7日（水） |
| ・質問回答 | 5月9日（金） |
| ・提案書提出期限（必着） | 令和7年5月26日（月）正午 |
| ・プレゼンテーション審査（予定） | 5月30日（金）午後 |
| ・最終審査結果通知（予定） | 6月9日（月） |

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「守山市を舞台とした共創プロジェクト創出および次世代起業家育成支援業務特記仕様書の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

募集要項に基づく、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件を満たした者に対して、提案書等に対する書類審査とプレゼンテーションによる審査により採択事業者を決定し、審査結果については、令和7年6月9日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

別紙の特記仕様書や14(3)記載の審査項目を踏まえた上で、本業務の実施方針

や全体的なコンセプトなどについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題について

昨今の市内外の官民連携にかかる取組みや、中高生や大学生を取り巻く「起業家教育」の現状、また今回の実施事業の舞台となる本市の起業支援の取組の状況、地域課題等について分析し、簡潔に課題、対応策をまとめること。

ウ 企画内容について

仕様書等にもとづき、以下実施事業について簡潔に企画概要をまとめること。

- (ア)官民連携のプロジェクトの募集手法や募集テーマ、選定方法やスケジュール
- (イ)学生参加者募集の方針や学生のフォローに向けた支援体制整備
- (ウ)プロジェクトの進捗管理や関係する地域や起業家、企業等との調整の手法
- (エ)プロジェクトの情報発信の手法
- (オ)市との情報共有・調整に対する方針

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項など）

仕様書に定めていない事項、あるいは次年度以降に本市の進める起業家の集まるまちや官民連携の政策推進にとって、本プロポーザルの実施事業に関連する内容で特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。

オ 提案内容への注意事項

- (ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。
- (イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。
- (ウ) なお、採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式

次の書類を電子データで提出すること。

- ① 提案書鑑（提案様式 1）
- ② 提案者（会社）概要書等（提案様式 2）
- ③ 提案者実績（提案様式 3）
- ④ 提案者実施体制（提案様式 4）
- ⑤ 提案書（任意様式）
- ⑥ 業務工程表（提案様式 5 もしくは任意様式でも可）
- ⑦ 見積書（提案様式 6）

(3) 提出方法

提出場所へ CD-R 形式で持参、郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）もしくは電子メールのいずれかの方法で行うこととする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 26 日（月）正午まで

(5) 提出場所

守山市 都市経済部 企業連携室

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式 7）にて、令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時までに上記 12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールによるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記 12(5) 提出場所の市のホームページで 5 月 9 日（金）を目途に掲載する。

14 プロポーザル審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2)の提出書類をもとに、書類審査およびプレゼンテーション審査により業者を決定し、令和 7 年 6 月 9 日以降に審査結果を通知する。提案書内容等について、審査の過程で説明された内容等に追加で確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市担当部職員から 3 人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務に対する理解度（業務方針、現状、課題の分析、業務コンセプト）と
実地体制、スケジュールの妥当性
- ウ 守山市を舞台とする共創プロジェクトの組成方針や募集・実施に対する具体
性・期待度
- エ 学生の参画、学生と起業家等との交流企画の内容および実施方針の具体性・
期待度
- オ 募集・受付・事業実施までの一貫性ある事業展開に向けた受注者の政策方針、
伴走支援に対する関与度・納得性

- カ 地域、起業家、企業および学生への「起業家の集まるまち」のイメージ発信に対する期待度
- キ 業務遂行に対する積極性や誠実さ、本市にとって有益な提案事項の期待度
- ク 見積金額の妥当性

(4) 選定

- ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定する。
- イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。
- ウ なお、最優秀得点者であっても、審査員の合計得点が満点に対し6割に満たない場合は該当者なしとする。

(5) 審査のスケジュール

上記9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり。
※現在、令和7年5月30日（金）午後1時から午後4時頃を予定し、プレゼンテーション審査の詳細については別途通知文による案内する。現時点での予定は以下のとおりとする。

- ア プレゼンテーションは1社15分以内とし、質疑応答10分程度として実施する。なお、5分程度の準備時間を別途設ける。
- イ プレゼンテーションは本業務遂行の責任者もしくは推進担当者が実施することとする。
- ウ プレゼンテーションは期限までに提出された提案書をもって行うこととし、提案書以外の追加資料は認めない。
- エ プレゼンテーション審査は、原則オンラインでの実施とする。なお、オンラインに必要なURLは市から発行する。
- オ プレゼンテーションの説明のため審査の参加する人員は予定技術者を含め最大3名以内とする。
- カ 欠席をした場合は、提案者の審査、評価および選定から除外し失格とする。

(6) 審査結果の通知

令和7年6月9日（月）以降にプレゼン審査の対象者すべてに審査結果（採択もしくは不採択）の通知文を発送する。

15 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

- (3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。
- (5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

16 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から 7 日（守山市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市都市経済部企業連携室までその旨を記載した苦情申立書（提案様式 8）にて提出すること。

17 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で利用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合がある。

18 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出、企画書審査およびその他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

19 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市 都市経済部 企業連携室 担当：杉本（悠）・西村

電話 077-582-1131

FAX 077-582-6947

E-mail kigyorenkei@city.moriyama.lg.jp